

令和7年度 大東市子ども食堂支援事業補助金 のご案内

地域において「子ども食堂」の運営に取り組む団体に対し、必要経費の一部を補助します！

子ども食堂って？



食事の提供を通じて、子どもの居場所づくりや見守りを行うことにより、子どもが安心して暮らせる環境づくりを進める場所です。

補助金の額・対象経費

①開設経費 開設経費に係る補助額は、開設経費の1/2とし、上限は100,000円です。また、1団体につき、初めて交付決定を受けた年度における開設経費について1回限り交付します。（冷蔵庫等の備品購入費、施設改修費）

②運営費経費 補助対象経費の合計額から参加料等の額を減じた額について、開催1回あたり10,000円、1月あたり50,000円を上限とします。（食材料、食器、学習用品の購入、ボランティアへの謝礼金、会場の使用料・賃借料、光熱水費、保険料、印刷費、郵送料、備品や施設の修繕費、食品衛生責任者の講習受講料）



補助事業の対象者

1. 繼続的かつ安定的に補助対象事業を実施できること
2. 政治又は宗教に関わる勧誘等を行わないこと
3. 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行わないこと
4. 構成員が大東市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

補助金の対象となる事業

以下の事項を満たす「子ども食堂」が対象となります。

1. 大東市内において、おおむね20食以上の食事を提供すること。
2. 食事の提供は、中学生以下の子どもに対しては無料とすること。
3. 食事の提供を月1回以上実施し、1回当たりの実施時間を2時間以上とすること。
4. 食事の提供にあたっては、あらかじめ、子ども及びその保護者から食物アレルギーの有無について確認すること。
5. 食事の提供にあたっては、管轄する保健所の指導に基づいて適切な衛生管理を行い、食品衛生責任者を配置すること。
6. 食事の提供のほか、勉強、遊び等により子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。
7. 子育て相談又は学習支援を行う者を配置すること。

ただし、令和2年度以降において各種感染症による影響を勘案して、子ども食堂の開催を中止し、その代替として弁当配布等による食事の提供を実施した場合は、補助金の対象となる事業を実施したものとみなします。

申請期間

令和7年12月5日（金）～令和7年12月19日（金）

申請手続き

以下の書類が必要になります

1. 大東市子ども食堂支援補助金交付申込書（様式第1号）
2. 事業計画書（様式第2号）
3. 収支予算書（様式第3号）
4. 団体等概要調書（様式第4号）
5. 誓約書（様式第5号）
6. 位置図

様式第1号～第5号は、市のホームページからダウンロードできます。

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

[お申込・お問い合わせ]

大東市 福祉・子ども部 こども家庭室

子ども支援グループ 家庭児童相談室

電話 : 072-875-8101

FAX : 072-874-9529

